

**平成24年第3回七戸町議会定例会
会議録（第3号）**

平成24年9月13日（木） 午前10時00分 開会

○議事日程

- 日程第 1 報告第21号 専決処分事項の報告について
(公有自動車事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 日程第 2 報告第22号 専決処分事項の報告について
(公有自動車事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 日程第 3 報告第23号 専決処分事項の報告について
(強風による事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 日程第 4 議案第57号 七戸町消防団条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第58号 七戸町乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第59号 七戸町子ども医療費給付条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第60号 七戸町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第61号 定住自立圏形成協定の締結について
- 日程第 9 議案第48号 平成24年度七戸町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第49号 平成24年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第50号 平成24年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第51号 平成24年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第52号 平成24年度七戸町七戸霊園事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第53号 平成24年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第54号 平成24年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第55号 平成24年度七戸町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第17

| | |
|---|----------------------------------|
| { | 決算審査特別委員会審査報告 |
| | 議案第56号 平成23年度七戸町各会計歳入歳出決算の認定について |
- 日程第18 報告第24号 平成23年度決算に基づく七戸町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

- 日程第19 報告第25号 平成23年度七戸町教育行政事務及び事業の点検・評価に関する報告について
- 日程第20 陳情第2号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書提出を求める陳情
- 日程第21 発議第3号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の提出について
- 日程第22 陳情第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出を求める陳情
- 日程第23 発議第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について
- 日程第24 議員派遣の件
-

○本日の会議に付した事件

- 1、議事録日程のとおり
-

○出席議員（16名）

| | | | | | | | | | |
|----|-----|-----|----|---|-----|-----|-----|-----|---|
| 議長 | 16番 | 白石 | 洋 | 君 | 副議長 | 15番 | 天間 | 清太郎 | 君 |
| | 1番 | 呷 | 清悦 | 君 | | 2番 | 岡村 | 茂雄 | 君 |
| | 3番 | 附田 | 俊仁 | 君 | | 4番 | 佐々木 | 寿夫 | 君 |
| | 5番 | 瀬川 | 左一 | 君 | | 6番 | 盛田 | 恵津子 | 君 |
| | 7番 | 田嶋 | 弘一 | 君 | | 8番 | 田嶋 | 輝雄 | 君 |
| | 9番 | 三上 | 正二 | 君 | | 10番 | 松本 | 祐一 | 君 |
| | 11番 | 二ツ森 | 圭吉 | 君 | | 12番 | 工藤 | 耕一 | 君 |
| | 13番 | 田島 | 政義 | 君 | | 14番 | 中村 | 正彦 | 君 |

○欠席議員（0名）

○説明のため会議に出席した者の職氏名

| | | | | | | | |
|----------|-----|----|---|---------------------|-----|----|---|
| 町長 | 小又 | 勉 | 君 | 副町長 | 大平 | 均 | 君 |
| 総務課長 | 似鳥 | 和彦 | 君 | 支所長 (兼支所庶務課長) | 米内山 | 敬司 | 君 |
| 企画財政課長 | 天間 | 勤 | 君 | 税務課長 | 花松 | 了覚 | 君 |
| 町民課長 | 森田 | 耕一 | 君 | 社会生活課長 (兼城南児童館長) | 澤田 | 康曜 | 君 |
| 健康福祉課長 | 田中 | 順一 | 君 | 会計管理者 | 楠 | 章 | 君 |
| 農林課長 | 鳥谷部 | 昇 | 君 | 商工観光課長 | 瀬川 | 勇一 | 君 |
| 商工観光課推進監 | 天間 | 一二 | 君 | 建設課長 | 米田 | 春彦 | 君 |
| 上下水道課長 | 鳥谷部 | 宏 | 君 | 教育委員会委員長 | 中村 | 公一 | 君 |

| | | | |
|------------|-----------|--------------------|-----------|
| 教 育 長 | 倉 本 貢 君 | 学 務 課 長 | 附 田 繁 志 君 |
| 生涯学習課長 | 渡 部 喜代志 君 | スポーツ振興課長 | 小 原 信 明 君 |
| 中央公民館長 | 神 山 俊 男 君 | 南公民館長 (兼中央図書館長) | 山 谷 栄 作 君 |
| 農業委員会会長 | 天 間 正 大 君 | 農業委員会事務局長 | 木 村 正 光 君 |
| 代表監査委員 | 野 田 幸 子 君 | 監査委員事務局長 | 佐 野 尚 君 |
| 選挙管理委員会委員長 | 松 下 喜 一 君 | 選挙管理委員会事務局長 | 森 田 耕 一 君 |

○職務のため会議に出席した事務局職員

| | | | |
|---------|---------|-----------|-----------|
| 事 務 局 長 | 佐 野 尚 君 | 事 務 局 次 長 | 八 幡 博 光 君 |
|---------|---------|-----------|-----------|

○会議録署名議員

| | | | |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 5 番 | 瀬 川 左 一 君 | 8 番 | 田 嶋 輝 雄 君 |
|-----|-----------|-----|-----------|

○会議を傍聴した者（3名）

○会議の経過

○開議宣告

○議長（白石 洋君） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。したがって、平成24年第3回七戸町議会定例会は成立いたしました。

議長において作成いたしました議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

これより、9月5日の会議に引き続き、本日の会議を開きます。

議案審議の前に決算審査特別委員会における質問事項について、答弁があります。

企画財政課長。

○企画財政課長（天間 勤君） きこの決算特別委員会で、庁議員より南部縦貫の社員の1時間当たりの単価はいくらかということで、計算したところ、1時間当たり1,123円でございます。

以上でございます。

○議長（白石 洋君） 庁議員、よろしいですね。

次に、学務課長。

○学務課長（附田繁志君） 7番田嶋議員の町内四つの小学校区の6歳以下の子供の人数についての質問にお答えします。

七戸小学校区201名、城南小学校区148名、天間西小学校区216名、天間東小学校区86名の合計651名となっております。

以上でございます。

○議長（白石 洋君） 田嶋議員、よろしいですね。

次に、代表監査委員より南部縦貫株式会社に関する監査報告を行います。

代表監査委員。

○代表監査委員（野田幸子君） おはようございます。

それでは、平成24年7月12日をもって、町長より、地方自治法第199条第7項の規定による出資法人に対する監査請求のありました南部縦貫株式会社に対する監査について御報告申し上げます。

お手元に配付の出資法人南部縦貫株式会社に対する監査報告書をお開き願います。

実施要領といたしましては、南部縦貫株式会社の総株数8万8,000株のうち、七戸町保有株2万2,565株、保有率25.64%となることから、資本金の4分の1以上出資法人に対し、平成24年8月6日、7日、9日、27日に、本庁舎委員会室にて監査を実施いたしました。

監査方法は、平成14年度から平成23年度までの10年間分の書類の審査並びに橋本代表取締役からの事情聴取により実施いたしました。

2ページから3ページまでは、今回の監査実施に至る経緯について記載しております。

4 ページは、南部縦貫株式会社の経緯、従業員数の状況並びに株式の状況について記載しております。

次に、5 ページには、各事業ごとの10年間累積の収益状況並びに、全事業営業収益の状況を記載しております。

当期損益累計において報告しておりますとおり、10年間累積営業損益において、7,471万8,265円の損失、営業外損益においても392万2,846円の損失が発生しており、損失を平成15年度から平成23年度において実施した鉄道用地売却額合計1億8,314万4,159円により、当期損益累計1,466万3,674円の利益を確保している状況にあります。

次に、6 ページにつきましては、現在営業している各事業について個別に監査結果報告を記載しております。

一般乗用、旅客自動車業につきましては、経営が成り立っていない状況で営業を継続してきた経緯には、他の特別収入並びにその他の経費との相殺勘定によるもので、利益を追求する株式会社の原則からは大きく逸脱した会社経営と言わざるを得ません。

今後につきましては、廃止、もしくは他企業への譲渡を早急に検討すべきであるとの報告とさせていただきます。

業務受託業並びに食堂販売業につきましては、今後企業としての競争原理をしっかりと認識し、より一層の経費節減を図ることはもとより、同社の諸問題解消策の一助となるよう努めるべきである旨の報告としております。

7 ページには、消費税について、南部縦貫株式会社から提出のあった会社経営改善計画について記載しておりますので、御参考までお願いいたします。

以上、出資法人南部縦貫株式会社に対する監査報告書の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（白石 洋君） これをもって、南部縦貫株式会社に関する監査報告を終わります。

これより、議案審議に入ります。

○日程第1 報告第21号

○議長（白石 洋君） 日程第1 報告第21号専決処分事項の報告について（公有自動車事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第21号専決処分事項の報告について（公有自動車事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）は、原案のとおり承認されました。

○日程第2 報告第22号

○議長（白石 洋君） 日程第2 報告第22号専決処分事項の報告について（公有自動車事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第22号専決処分事項の報告について（公有自動車事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）は、原案のとおり承認されました。

○日程第3 報告第23号

○議長（白石 洋君） 日程第3 報告第23号専決処分事項の報告について（強風による事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第23号専決処分事項の報告について(強風による事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて)は、原案のとおり承認されました。

○日程第4 議案第57号

○議長(白石 洋君) 日程第4 議案第57号七戸町消防団条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

7番。

○7番(田嶋弘一君) これから我が町で、若い人を育てるという意味での話から進んでいる状況の中で、この消防団員の本部のほうを3歳伸ばして、また分団のほうを60歳から65歳に伸ばすというふうになっているのですけれども、どういうわけか、それと団が13分団あると思うのですけれども、その平均年齢と、それからトータルで250名ぐらいあると思うのですけれども、それから、まず地区によっては15名、24名というふうにあるのですけれども、250名という目標を達成できなくてなっているのかを、お伺いいたします。

○議長(白石 洋君) 総務課長。

○総務課長(似鳥和彦君) お答えいたします。

平均年齢でございますが、これはちょっと今調べないとわかりませんので、大体正直言って高齢化が始まっております。若い人というと、そんなにおらなくて大体30代、40代、50代以降はかなりおりますので、恐らく平均にすると40代後半から50代になるかと思えます。

それから、今回の改正でございますが、実を言うと、定数が255名ございまして、なかなか最近、団に入ってくれる方々もおらないということで、現在は今249名、6名定数よりも少ないと。

もう一つは、現在は65歳定年というのもうたわれておりますし、消防団の方々も60歳定年だと、まだまだいろいろな知識、それから技術を持っておりますので、人数がなかなか入らないということと、あと技術を、まだ現在の60歳は体が動きますので、65歳に引き上げるということでございます。

それから、幹部の方々を65歳から68歳に上げるというのは、いわゆる団員数が少ない、なかなか入らないということで、周りを調べたところ、いわゆる68歳以上、それから制限なしがこの上十三では9市町村の6市町村あるということでございまして、当町と東北町、それからもう1町、これは六戸町が65歳ということでございましたので、現在

の状況にあわせて制限なしというのはちょっと無理かと思いましたが、これは十和田市でございますが、これにあわせていただいております。

以上でございます。

○議長（白石 洋君） 7番。

○7番（田嶋弘一君） 私が今聞きたいのは、例えば消防の中でも若手が多いところと、そうでないところがありますよね。これを決めるのに、今、話聞いて分団のいいところがあれば、そういうふうな形の若者をつくるのに上手につくっている分団もありますよね。それを指導していけば何ら問題がないように私を感じるのですよ。逆を言えば、若手が多くて、いわば入りたくてもこれは年功序列になるという問題があって、なかなか例えば、20歳と22歳がいれば、なるべく22歳のほうを先に入れて、それからまた20歳の人を2年たったら入れるという、そういう分団もあります。そういういいところの分団を勉強してやっていけば、何もふえないはずはないと思うのですけれども、それとこの60歳から、今言ったとおりに65歳を引き延ばすのは、私はいいと思います。ただ幹部をなぜ延ばすかというのは、何も意味がないような感じがするのですよ。かえって若い人が年齢層が離れてくれば離れるほど入りにくいというふうに聞いてます。

昔うちのほうもあつただけけれども、年配が余り多過ぎて若い人が逆に入れなかったと、制限されて。そういう過程を追えば、この65歳まで延ばすのはいいけれども、幹部も65歳で私はいいと思うのですよ。ただこれ出していると言え失礼だけれども、いろいろな討論したと思うのですけれども、もう少し討論してから、これを提出していただきたいなど、私はそう思うのですけれども、今、消防に関してわからない人もたくさんいると思うのですけれども、少し本部のほうから、幹部のほうから言われたから動いたというふうに私は感ずるのですけれども、無理して他町村がそうだから、我が地区もそうするのかと。そうしたら年齢を上げていけば上げれるほど、新しく団員がふえるかといえ、そうでなくて、また年をいくでしょう。消防を見に行つた経緯があるのですけれども、あのホース持って、3分黙って立って腰を中腰でやっているのは若い世代でなければできないと思います。若い若いと言っているも体力検査すると、今の40代と握力から私の年代層でいけば、大体10から15キロ違います。自分も若いときは50、60あつただけけれども、体はそう思っているも意外と動かないのが現実かと思つたので、消防に限ればある程度危険と機敏さが必要な団だと思つています。だから、できれば消防団員が足りないということであれば、60から65歳はいいのだけれども、幹部は別に68歳まで延ばす必要がないと思うのですけれども。

○議長（白石 洋君） 総務課長。

○総務課長（似鳥和彦君） 消防団13分団ございますが、消防団の話だと、やはりなかなか入ってくれる人が少なくなっている。結構各分団も人数をふやそうとして、いろいろ声をかけたり努力しているみたいなのですが、なかなかふえてこないという、これは現状でございます。

幹部の年齢を引き上げなくてもいいということですが、これは消防団の幹部会議でも結構2回、3回と話し合われたことですが、やはり実際火事になったときは現場に行って団の幹部が指揮監督するわけですので、ある程度の年の差があったほうがいいのではないかと、その団のほうの考え方もございましたので、恐らくそういう意味で他町村もそういうふうには差を広げているのだらうと思います。それで、今回はこれで私のほうもいいのではないかと考えた次第でございます。

○議長（白石 洋君） 7番、よろしいですか。

7番。

○7番（田嶋弘一君） だから、そっちの幹部のほうから言われたからではなくて、私が聞いているには別に支障がないと。だから2回も3回も幹部を延ばしていかという話し合いがあったと思うのですよ。ただ、私が今言っているのが、その必要であれば確かに60歳で終わったと。でもあと1、2年を手伝いをしたいなという、その65歳までの引き延ばしはいいのだけれども、別に幹部は延ばさなくても、その60歳から65歳になったのだから、その上の人たちが行けばいい話であって、別に幹部と兼用できる消防でしょう、これ消防団員というのは、違います。

○議長（白石 洋君） 総務課長。

○総務課長（似鳥和彦君） 団の中から幹部が出てきますので、ただ、団の中から幹部になると、もう団の中に入らないということになりますので、幹部のほうに移りますので。先ほど申しましたように、火事とか、そういう緊急のときに指導する立場の場合は、例えば65歳に引き上げたときに、団員で63、4あった場合は、やはりある程度の年数の人が指導するということが好ましいということでございます。

○議長（白石 洋君） 13番。

○13番（田嶋正義君） 前の説明のときに本部をふやすと、ただ年齢だけ上げるのではなくて、前は年齢を下げたときがあるのですよ、旧七戸では。そういうのもあるので、本部に若い人でも分団から移れるように、年齢を上げたらある程度本部の人数もふやして、自分のところももしかしたら行けるなど、65歳でも、それで働いてもらうということで、本部の定数を私はふやせばいいと思うのですよ、もう少し。余りにも少なくしていると、本当にもうなかなか、本部へ上げれば当然団員の枠があくわけですから、どんどんそれやって、なかなかそれもう入らないと、特に町中なんてもう勤めていると誘われても入れない人がいっぱいあるのですよ。

ですから、そういうのもあるので、そういう意味で年齢を上げたとすれば、本部のほうもふやして、やっぱり団員もよし本部に行けるよと、65歳で終わりだと、もう少しあれば本部に行けたのと思う人もいると思うのですよ。ですから、前はたしか本部もふやすという話をしたのですが、その辺どうですか。

○議長（白石 洋君） 総務課長。

○総務課長（似鳥和彦君） 3月議会といいますか、新年度予算には計上されるわけでご

ございますが、本部付の団員を現在8名でございますが、その年齢を改正することによって13名にふやしたい。いわゆる各分団から1名ずつということにしたいと考えております。これ規則でございますので、条例改正には出ませんが、予算として新年度13万円ほどアップするわけでございますが、8名から13名ということになります。

以上でございます。

○議長（白石 洋君） ほかにありませんか。

1 番。

○1 番（柘 清悦君） 若い人が団員に入っていないというのが、一番の問題なのですが、若くても団員に入れている人と、お願いしてもやはり入れないという人のその要因というか、違いというのと、そのために何か解決策を考えているのかという2点を回答願います。

○議長（白石 洋君） 総務課長。

○総務課長（似鳥和彦君） 確かに入れないという人もいるみたいでございます、団のほうから話を聞くと。それはやはり仕事とか、そういういろいろな絡みがあるかと思しますので、また、そういうのにはかかわらないという方もいるかもしれません。入りたくても入れないというのは恐らく仕事絡みのことだろうとは思っております。

それで、団のほうでは再三にわたって、いろいろ歩いて何とか勧誘するように努力はしているみたいでございます。

以上でございます。

○議長（白石 洋君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第57号七戸町消防団条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第5 議案第58号

○議長（白石 洋君） 日程第5 議案第58号七戸町乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第58号七戸町乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第6 議案第59号

○議長(白石 洋君) 日程第6 議案第59号七戸町子ども医療費給付条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第59号七戸町子ども医療費給付条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第7 議案第60号

○議長(白石 洋君) 日程第7 議案第60号七戸町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。
これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより、本案について採決します。
本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第60号七戸町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第8 議案第61号

○議長(白石 洋君) 日程第8 議案第61号定住自立圏形成協定の締結についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

4番。

○4番(佐々木寿夫君) 定住自立圏構想で中心市甲と、それ以外は乙ということでやるのですが、お伺いいたします。

例えば、子育て支援などを取り上げてみると、七戸や六戸や東北町は進んでいるけれども、例えば子供の医療費でも中学校まで無料というのは、今言ったところや三沢市もことしからなっているのですが、十和田市のほうはなっていないのですね、おいらせ町とか、こういうふうに住民サービスについて違いがあった場合には、この定住圏の中ではどのような扱いをしますか。

○議長(白石 洋君) 企画財政課長。

○企画財政課長(天間 勤君) お答えいたします。

各町村によってそのサービス内容については多分違いが本当にあるかと思えます。ただ、今の定住自立圏でやるものは中心市と町村とどういう形で連携していけばうまくできるものかなということで、相互に共通してやれる事業があれば、それをやっていきたいと思いますということですので、例えば、この前も一般質問の疍さんからありましたとおり、教福でやっています介護認定の審査会とか、そういうものについては十分連携してやっていきたいと思いますということになっております。

○議長(白石 洋君) 4番。

○4番(佐々木寿夫君) そうすると一緒にやるものとそうでないものは、これ違うわけですね。何を一緒にやるかというので、後ろに別表第3条関係というのが載っているの

すが、その中には、例えば英語教育の充実とかというのは、こういうのは特に一緒にやる必要は全く感じないのですよね。むしろ一緒にやれば十和田市の小学校なんかはALTが足りないから、小学校の英語の授業には行けない。七戸町は全部の小学校の5、6年の授業には行っているのですよね。三沢は今度は小学校1年生から英語教育やっているという、ものすごい違いがあるから、こういうふうなものなどを一緒に入れるとかと、私はこの定住圏で今非常に賛成するか反対するか悩んでいるところなのですが、こういうふうな教育とか、こういう子育てとか、こういう問題については、そう簡単に定住圏でやれないと思うのですが、その辺はどう考えたらよいでしょうか。

○議長（白石 洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（天間 勤君） 一応ですね、これがあくまでもたたき台としてやっているものですから、これから共生ビジョンとかそういうのをやって、どうしてもこれについてはできないよということになれば、また議会のほうに提案して違う施策を設けるとか、これは本当にさっき先生言ったとおり、英語教育とかそういうのは、多分町村によっても格差があると思いますので、その辺については多分無理でしょうということになれば、それはまた皆さんで各町村で協議して、いや、これは多分無理でしょうとなった場合については、次の議会にこれについては多分無理でしょうから、これは除きましょうとか、そういうのが出てこようかと思しますので、まずできるものからやっていきたいと思います。この内容でございますので、一応今後この辺をこうもんでいって、まだ各町村ごとに大まかなことはやっていますけれども、個々に今これから担当者レベルでまたお話ししてやっていきますので、今後どうなるかちょっとわかりませんが、できればこの定住自立圏の中で、こういう事業をやっていければよいのかなと思っています。

特に、バス路線の関係とか、そういうのに関しては、野辺地町から十和田市とかいって、本当に十鉄さんも赤字とかそういうのがありますので、その辺については野辺地、七戸、十和田ということで、その辺の負担金の部分については、町村については1,000万円の交付税が入りますと。市については4,000万円の交付税が、あくまでもこれは25年度から事業開始しますので、そういうことになっております。

以上でございます。

○議長（白石 洋君） 4番。

○4番（佐々木寿夫君） 最後なのですが、ということになると定住自立圏構想をつくっても、まだどの事業を一緒にやるのかということについては、これからはもんでいくという理解でいいですね。

それで、私はこれに対して違和感を持つのは、中心市というこの言い方が気に食わないのですよ。十和田市と三沢は中心で、ここに管理中枢の機能が集まって、そしてその周りの七戸や周りは中心でないから中心外だな。こういうふうな呼び名でやっていくというのは非常に気に入らないのですよ。というのは、前に七戸の駅名を問題にしたときも、十和田七戸駅になっているのですが、このことで十和田市の商工観光課に行ってお話したとき

も、もう全然もけんもほろろに、十和田市というのは初めから十和田というのは駅名に入るのだから何も七戸で今ごろ来ても、始まらないということで全然、もう。

だから、私はその中心市というのはそういう呼び名でなく、もっと別な呼び名で、しかも中心になるのは十和田、三沢に限らずに部門によっては七戸が中心になる部門があってもよいのではないかなと思うのですが、この辺について町長はどうお考えですか。

○議長（白石 洋君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

今、広域連携の時代ということで、いわゆる事業の内容がそうなっているのですよ。そして、これ掲げられたものをすべてやるということではありません。こういったメニューの中から双方取り組んでメリットが出るものを協定を結んでやっていくということであります。

名前は気に食わないというのは、私もわかります。ただどもそういう事業の中身よっての交付税の措置があるということでありますので、これを上手に利用して、例えば公共交通であるとか、あるいはまた一緒にやってやれる観光の分野だとか、そういったものはやっぱり連携をして、そしてメリットを出していくと、そういうことで進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（白石 洋君） ほかにありませんか。

3番。

○3番（附田俊仁君） 今の定住自立圏なのですけれども、同じ地域で上北地方教育・福祉事務組合がありますが、この先達の方々の鋭意でもって当初開かれた教・福の事務組合なわけですけれども、こことかかわり合いというものは、将来的なビジョンなのですがどういうふうにお考えですか。

○議長（白石 洋君） 町長。

○町長（小又 勉君） 教・福の事業との関連、これ将来的に一緒にする、云々というのは、ないと思ひます。教・福は教・福の役割というのはきちっとあるということであります。ちなみに、秋田県の小坂町のように全く関係ないところも入っておりますし、それとは全く別物ということで理解していただきたいと思ひます。

○議長（白石 洋君） よろしいですか。

3番。

○3番（附田俊仁君） これがさまざまこの中にも話し合いをする、私が理解するには、今の自立圏のやつで話し合いをする場を持つという、基本の協定ということで理解をしているのですが、昔からこうやってきているもので、私が今言いたいのは、もう用の済んだものについて、もしか民間に移せるものについてはどんどんもう民間に移して行って、新しいニーズというものの取り組みということに変化していく必要があると思ひますね。それが次のここの地域の広域的なつながりとして、今これをやるという考え方でよろしいのでしょうかけれども、教育のほうのそういう物の考え方、いかにして七戸町の町民に利益

になるかというところの観点を持ってやられるものなのかどうか、町長。

○議長（白石 洋君） 町長。

○町長（小又 勉君） 基本的には、例えば観光であっても七戸町だけで完結できないものがあります、体験するところ、見るところ、あるいはまた大人数の場合の宿泊だとか、そういった連携したことによって出せるメリット、そういったものの分野は連携していく、いわゆるこの広域連携ですね。そのほかに、今佐々木議員がおっしゃった例えばALTの関係だとか、一緒にやってみるこちらのほうが不利益になるというのは、これはやっぱりやる必要はないと。スポーツ施設を連携して使いましょうということでも、屋内スポーツセンターみたいな、ああいったものは実はどこにもないと。そうすると、なまじ一緒にやってみる、今度はうちのほうの町民が使いたくても使えないということになれば、これまたデメリットになります。そういったものは、これは即座に連携する必要はないと。ですから、お互いにやっぱりこれをするということによってよくするという中身でやっていくということでありまして。何もかもすべて一緒になるということではありません。その辺をひとつ理解していただきたいと思います。

○議長（白石 洋君） ほかにありませんか。

9番。

○9番（三上正二君） この中に産業振興で特産物の販路拡大というのが項目あるのですよ。どうもこの内容ということになると、例えば、甲の役割は圏域内の特産物の情報を収集し、乙と共に広くPRする。（イ）として、圏域内外で実施されるイベントの情報を乙に提供するとともにPRに取り組むと。簡単に言うと、甲はこういうような活動で特産物の開発をしたりPRするということなのですよ。また乙の役割としても、そういうふう

に。
これちょっとどう考えていいですかね。例えば、そのいろいろな形、天間であれば黒にんにくやマイルドにんにくという形のものありますけれども、逆に言うと余りにも小さな形でやるのもどうかと思うのですけれども、余りにも大きくなるとキャパが広過ぎて対応し切れない、ものがダブつくということがあるので、特にこの付加価値のついた形とか、そういう形になればこの町独自の形の中でやるべきものが多々あると思うのですよ。だから、何かこの前の町長の答弁を聞いている内容からという、これもしやたとすればなど思ったりするのだけれども、その辺のこの整合性というのはどう考えているのですかね。

○議長（白石 洋君） 町長。

○町長（小又 勉君） 今まで申し上げたとおり、それによっていわゆる有利性を発揮できるものは協定を結んでやっていくと。今、おっしゃったみたいに、これによって例えば余りにも物が大きくなり過ぎて、いわゆるその物がダブつく、販売価格が下がるとか、そういったものについては、これはやらないと。反対にいわゆる産業として販売をするとなれば、これ当然数が必要だ、継続してやらなければならない、そういったもので1町だけ

で対応し切れないものはこれ連携をすればいいと思います。この辺は十分この中身を見ながら一つひとつ精査をして、必要なものは例えばどこと一緒にするのか、連携してやっていくのか、これはこれから検討しながら不利益にならないような形で進めるということにしなければならないと思います。

○議長（白石 洋君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第61号定住自立圏形成協定の締結については、原案のとおり可決されました。

○日程第9 議案第48号

○議長（白石 洋君） 日程第9 議案第48号平成24年度七戸町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑に入る前に、町長より南部縦貫株式会社に関する諸問題についての経過説明があります。

町長。

○町長（小又 勉君） それでは、南部縦貫について、5月24日に全員協議会で資料を出して皆さんに御報告申し上げましたが、その後のいろいろな状況が進展しておりますので、その流れを皆さんにお知らせいたします。

まず、株主総会がありました、6月29日でありますけれども。この時点で内山前社長が退任されておまして、新たな取締役、もちろん退任された方もありますし、新たに選任された方もあるということで、その後その新しい体制、橋本さんが新社長になっておまして、そこから新たな視点で一連の協議、町との協議もありますし、縦貫自体の経営改善ということが具体的に進み始めました。

今まで町が当初から求めてきた、いわゆる縦貫自体の自助努力といえますか、会社自体どういう努力していくのかと、こういったことでその自助努力に向けての取り組みとか、それがこれで本格化してきたというふうに思っております。

ただ、仙台の国税局から7月に入ってからですけれども、これ人事異動もあったという

ことでありまして、いわゆる新しい担当官が非常に厳しい内容で話があったと。いわゆる3月末に修正に応じたということがありました、修正申告ですが。その後、いわゆる消費税の入金等がほとんどないということもありまして、なかなかその後の動きがないものですから、いわゆる国税局が縦貫が発注者に対して持っている債権、これに対しても必要とあれば差押えするよというふうな、非常にこういったものをほのめかしたりと、非常に厳しい今状況になってきました。かなり日数もたっておりますので、国税局側もかなり強い態度には出てきているということだそうであります。

そして、橋本社長からもそういった国税局の対応等々をそのまま受けまして、実は高橋という税理士と、それから鈴木という税理士、2人が関与する税理士が今までありましたけれども、ほとんどこの関係では対応してもらえなかったということで、新たに国税局を退任して税理士を開業した方を新たに今度依頼して、それでその方と協議をし、その指導のもとに本格的な再建策ということで、その検討の作業に入っている状況です。

また、その税理士の方から国税局との協議と、こういったこともお願いをして、その辺も協議をしながら進めているということでもあります。

正直なところ、土地とかいわゆる不動産ですね、そういったものの売却がかなり今進んでおります。具体的にもう売買されたものもあります。だから、やってみればかなりの土地の筆数もまだあります。もちろん金額的にはそんな高いものではないのですが、あるということもありますし、ここへ来て非常にそういった中身が本格的に進め始めているということでもあります。

ちなみに、東北町からは、千曳地内のいわゆる駅舎のあった土地だと思っておりますけれども、排雪の用地として買収をしたいという意向がっております。当町も観光資源として非常に貴重であるレールバス、あるいはまたその運行にかかわるあのレール借りているあの土地等についても、買収ということで検討に入っていきたいというふうに思っております。この辺についてはもう少し具体的に進んでくると、改めて皆さんにももう少し具体的な形で御相談を申し上げたいというふうに思います。

それから、大きいのが赤字のたれ流しでありましたタクシー事業、これ土地も含めた売却、今、これも一進一退でありますけれども、決まりそうで決まらないということではありますが、かなりいい方向で進められております。六ヶ所の業者であります、相手は尾駮の土地、野辺地の営業所の土地ですね。そういったものを含めて事業全体、それで買収をしたいというお話がありました。これかなり大きい額になると思います。こういったものを合わせていくと相当な額になると。ただし、土地なんかはもう既に実は売却の意向があった時点で、国税局から差押えされました。ただし、税理士の努力もありまして、その辺の協議で、いわゆるいい方向に行くということであれば売却の時点で、それを解除して売却すると。その代金はこれからの我々の進め方次第、いわゆる縦貫の方向次第ですが、先行きが余り明るくないというのであれば、恐らく売却したものは全部持っていかれるというふうに思いますが、状況次第ではその辺はやっぱり相談に応じていただけるとい

うふうな勘定を持っております。

土地はもちろんですけれども、タクシーの売却がかなり大きい額にもなりますので、これがうまくいく、いかないによって、南部縦貫のこれから会社が存続できるかできないか明暗を左右されると思っております。

ただ、会社自体ですけれども、もう一段の傷みを伴った努力というのも考えているようでありまして、ここまで来れば我々もやはり状況次第で、いわゆる公共的な今事業もやっております。今までの責任の一端もあるというのは、これは弁護士からも言われておりまして、その辺で前向きに相談に応じて何とか存続の方向で頑張りたいというふうに思いますが、このタクシー事業ですね、恐らくもう少しで大体結論が出ると思いますので、その辺が出た時点で、改めて皆様方にその状況、あるいはまた具体的な金額も出てきます。これぐらいのいわゆる売却の価格だと、国税局から求められているのはこれぐらいだよと、差額はこれぐらいとか、そういうのは出てきますので、その時点になって改めて御相談を申し上げたいというふうに思っていますので、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

○議長（白石 洋君） これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入から行います。8ページから10ページまでの歳入全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 次に、歳出に入ります。11ページ、1款1項1目議会費から13ページ、2款6項1目監査委員費まで発言を許します。

1番。

○1番（呷 清悦君） 12ページ、12目の13節委託料で、地域防災計画策定業務委託料ですけれども、具体的にどういった作業内容を委託しているのか教えてください。

それと、その下の防災無線設計監理業務委託料、これも委託している業務の中身を若干説明願います。

もう1点、きょうの東奥日報の新聞に出てましたけれども、ジェイアラートといって、国のほうが何か災害あったときに防災行政無線で一斉に放送されるというのが、それなかった市町村が12とかあったということだったのですけれども、それがきのう一斉にやられてたというのを私も気がついていなかったのですけれども、そのジェイアラートは七戸町は確実に機能したのかを教えてください。この3点お願いします。

○議長（白石 洋君） 総務課長。

○総務課長（似鳥和彦君） お答えいたします。

まず、1点目の地域防災計画策定業務委託料の内容でございますが、まず、流れといたしましては、この予算案が可決されますと、10月中に入札いたしまして、年内に防災会議を開き、その後、年明けになりますが、これ県との協議が必要でございますので、計画表策定後に県と協議、そして県の告示を経て、3月中には完成する予定でございます。

この委託料の中身でございますが、当町では実を言うと、もう大分前に案はつくってございましたので、震災後にですが、その素案に基づく国の防災基本計画との整合性とか、あと県との協議とか、あと防災会議等の支援をしていただくための委託料でございます。

それから、防災無線の設計監理業務委託料は、今、防衛局の補助で防災無線を設置するためにいろいろ動いてございますが、事業採択のためにはいろいろな設計資料とか、積算資料、関係図面が必要でございまして、そのための委託料でございます。

それと、もう1点ジェイアラート、結構最近は横文字が多いわけですが、全国瞬時警報システムというのでございますが、これは当町では平成21年度の事業として行ってございます。

ただ、国のほうもこれ早急にやったものですから、いわゆる部品が足りなくて、これ全国なのですが私のほうで完成したのが、繰越明許費をしまして22年の10月ごろに完成しております。

御指摘のその正常に作動したのかと言いますと、当町は正常に作動しております。ただ、当町の場合は、その既存の防災無線が古くて、いわゆるオフコンでやっておりますものですから、接続できないのです。ですから、来るだけで流れないという形。これ新しい防災無線になると、もう接続して流れるようになりますけれども、来るだけの部分は問題なく来ておりますので、以上でございます。

○議長（白石 洋君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

7番。

○7番（田嶋弘一君） 総務課のところの関連で、2款。

先ほど町長から縦貫の話が出て、一つ気になったのがその縦貫鉄道の敷地、今展示している縦貫、レールバスは売却するという話には私は聞こえたのですけれども、これは町当局で買うという話なのかという話と。

それから、私が一般質問して、これが監査に入ったわけですがけれども、本当のねらいは従業員に不安を与えないということで、できれば継続という形で、その継続なのだけれども、町長の答弁の中で継続するのだと、絶対やってやるという形を言ってくれば、まず安心するのですけれども、この先わからないと、売ってみなければわからないとかではなくて、絶対売って守ってやるという意見のほうが、それでやってもだめだったら、これ仕方ないというふうに私が認識するのですけれども、意気込みが少々足りないような感じがするのですけれども。

もう一つ、この総務課のほうに関連あると思うのですけれども、松風荘の問題のときに町長から説明がありましたけれども、これはやっぱり今会議で住民代表の議員としての有償か無償かのほかに声が、できれば公立でやっていただきたいなど。この松風荘に関しては、レベルファイブという横文字が多くてあれですけれども、介護の問題でいけばレベルファイブというそうです。その場に行くのはほとんど、言っていないか悪いか知らないけれ

ども、最後のお務めと。それがこの七戸町に住んでいて、一生懸命頑張ったあげく、行くのがそこだと思っています。これがもし民営化になれば、行きたくても行けない人も出てくるような感じがするのですよ。できれば町長としては中部ではその有償、無償の話を出したそうですけれども、これは議会にも議決権があるという話ですので、できればもう1回戻って、有償か無償かというよりも公立に見直すという、今までどおりの形でしていくという形を持っていくのが正規かなというふうに思っているのですけれども、これを町長のほうからちょっと答弁いただきましたなと思っています。

○議長（白石 洋君） 今、最後のほうの質問でございますけれども、今、ここで多分中部の議会のこともありましょうし、それからまた、管理者、副管理者という立場でもいろいろな考え方もまだまとまっていないのではないかなとも思っていますし、また、私どもの町自体の議会としての考え方についても、御検討いただく時間というのは私大事だと思いますので、大変恐縮でございますけれども、後段の答弁については、ひとつお許しを願いたいなと、こう思っておりますので、御理解をお願いしたいのですが。

○議長（白石 洋君） 7番。

○7番（田嶋弘一君） それなら議長のお計りでいいのですけれども、東北町のほうではこれを一般質問でも出て、討論しているという話ですから、向こうはそういう話があって、うちのほうというのがちょっと、でも議長がそう言うのであれば、議長に従ってこれから議長のほうから議員の思いを伝えながら、双方でいつ会議を持って、協議会でなくてちゃんとした議会を成立させながら進めていただくように、では、議長のほうからお計らいをお願いします。

○議長（白石 洋君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時16分

○議長（白石 洋君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

町長、答弁。

○町長（小又 勉君） 意気込みが足りないのではないかということですがけれども、必至にやってきました、今まで。実は2月2日に全額払えということと言われ、原資はもらってないからと。では縦貫自体の自助努力というのは七戸町の役場あり、いわゆる中部ですから、東北町の役場のことあり、教・福にもかかわりますから、いわゆるその他7市町村の全部のこれは理解が必要だということですから、一たん終わった契約はなかなかこれは払えないよというのが基本的な弁護士の見解と。ですから縦貫自体の努力をどこまでできるのというけれども、なかなかそれが進まなかったということで、今、あの新しい体制になってやってみたら、かなりのまず売却が可能だというふうな方向が見えております。

そこで、実は今度役場側も東北町もそういう土地を、実はもう買いたまおうということになりました。そうするとやっぱり地元である我がほうもレールバスのあの関係も買収をしたいと、そう思っております。そうすると、相当な額になると思います。それらをあわ

せてタクシー事業がうまく売れると、大体乗り切る可能性、これでもまだお金が不足します。しますけれども、当初の23年度分も合わせた1億六千何百万円という、ああいったもう額ではなくなると、数千万円になるというふうに思っています。

そうなってくると、それを今度どういった形で負担していくのか、そこでもう1段、今度縦貫の従業員自体もまた痛み、若干もう既に実は退職して、いわゆる臨時雇用されている方もありますけれども、それでも会社を存続させてもらいたいという意欲があつてみたいのです。やはり、それに我々は何としてもこたえていかなければならない。そうすると縦貫も努力したと。それでできれば我々行政のほうもしかるべき支援というのはしていかなければならないと。これに向けて今全力で作業を進めている途中でありますので、早く決まれば、早目に、またこれ具体的に相談をしたいというふうに思っています。

○議長（白石 洋君） 4番。

○4番（佐々木寿夫君） 縦貫の自助努力、そしてそれを見て町もこれからのことを考えていくということなのですが、縦貫の自助努力の中に要するに縦貫の経営者の経営責任というのはどうなるのかと。それは縦貫にしてみれば消費税は、それは自分のところで払わないで当然町で払うべきだという考え方もあるのだけれども、それにしても縦貫はタクシー部門や、それから5ページなどを見ると、縦貫自身も鉄道用地の売却をしたりしているわけですね。それをタクシーへ回しているかもしれないし、それから縦貫の役員だって、6人、7人、8人って結構今まで縦貫の役員も多い役員を縦貫が抱えていたわけです。

だから私は、その縦貫のいわゆる職員の努力の中に前役員の実績とか、そういうものは追求されないのかということについては、ここで質問できますか。

○議長（白石 洋君） これ4番さんね、これ今、株式会社の総会ではありませんので、ひとつその辺のあたりを御理解いただきたいなど、こう思っておるのですが、いかがでしょうか。

そういうことで御理解をいただいて、それらを含めて、いろいろと町長に検討をしていただくようお願いした上での、また会議を開きたいと思っておりますので、ひとつ御理解のほどをお願いしたいと思います。

ほかに、どうぞ、4番。

○4番（佐々木寿夫君） またこれについては、会を開くということですね。わかりました。

○議長（白石 洋君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 次に、13ページ、3款1項1目社会福祉総務費から15ページ、4款2項1目下水処理費まで発言を許します。

1番。

○1番（听 清悦君） 13ページ、3款1項13節の除排雪機器配車管理システム導入

設定委託料の、この中身について説明願います。

○議長（白石 洋君） 社会生活課長。

○社会生活課長（澤田康曜君） お答えします。

これは歳入にありましたけれども、県補助で535万円、これは10割補助です。それに伴う内容ですけれども、除雪ボランティアネットワーク体制構築事業費補助金という歳入の中で歳出を組んでおります。今の13節ですけれども、前年度要援護者、高齢者高齢の方々のネットワークを構築しておりますけれども、それに伴いまして除排雪を行う場合に、社会生活課、健康福祉課、福祉協議会のネットワークのシステムを入れるための委託料になってございます。

以上です。

○議長（白石 洋君） 1番、よろしいですか。

1番。

○1番（听 清悦君） 今の説明はちょっとわかりにくいのですけれども、高齢者の住宅にそれぞれの課で車でボランティアで除雪に行く、その車がどこにどう行っているかを把握するシステムということですか。

○議長（白石 洋君） 社会生活課長。

○社会生活課長（澤田康曜君） お答えします。

まずもって、このシステムの委託ですけれども、ボランティアの組織と、それから車の導入にかかわる状況をネットワークシステムで管理すると。配車もそうですし、ボランティア団体をも把握する、そういう流れの管理システムの内容になっております。

以上です。

○議長（白石 洋君） 1番、よろしいですか。

1番。

○1番（听 清悦君） そうすると人と車は今まで管理できていない。今、どういう状況で、どこにだれがいて、どの車がどこにいるかわからない状態のものが、今度はそれを把握できるようになるということですか。

○議長（白石 洋君） 建設課の除雪とちょっと違うのですよ。

社会生活課長。

○社会生活課長（澤田康曜君） お答えします。

これは、ことし今冬の大雪の、要するに降雪があったわけですけれども、そういう中におきまして要援護者、高齢者の方の世帯ですけれども、なかなか除雪、うちの近くの除雪等々ができなかった観点を踏まえまして、県の補助事業によってそういう高齢者の世帯にかかわる除排雪を行うと、そういう県の事業にのってこの事業を活用していくと、そういう流れですので、公道における町道とか、そういうものとは別物でございます。

以上です。

○議長（白石 洋君） 9番。

○9番（三上正二君） 今、うちのほうの各部落に、この町内会かというのかな各部落にあって、ひと冬というのは1年間で5,000円来るわけですよ。それだと思うのだよ。だけれども、5,000円ではこの部落でする除雪してくれなければ、要するに年寄り自分でできないという形のは3軒だか4軒あるのです。それはそれでやっていなければならぬということやってきたけれども、油代にもならず、恐らくこれからのこれは、今後のことにも課題になるだろうからみても、何らかの形とらないと年寄りは年寄りを面倒見なければならなくなったみたところで、私の住む部落あたりはまだそれでも30軒のうちある程度若い人が十何人いるからいいのだけれども、そうでない部落のほうは大変なところがあると思うよ。だから、それが何らかの形で、その部落の中でやって、そういうふうになってくれとは来ているけれども、だけれども、それも限界が来るよ。その辺のところの対策というのはこの今のこういうシステムとか、何らかのそういう形のほうで社協でも何でもいいのだけれども、そういう形のものが無いものだろうか。

○議長（白石 洋君） 社会生活課長。

○社会生活課長（澤田康曜君） お答えします。

今の内容でございますけれども、恐らく社会福祉協議会におけるボランティアの除雪のたぐいかなと思っておりますけれども、この事業に関しましては除雪、高齢者の世帯ですけれども、そういう中で福祉協議会を母体にしまして、高齢者の除雪、排雪、それら等とも含めて、ソフト面も立ち上げてネットワークを構築していくと、そういう流れになって、何とかそういう安心できる環境づくり、生活の除排雪ということに着眼点を置いております。

以上です。

○議長（白石 洋君） 9番。

○9番（三上正二君） 簡単に言うと、そういう問題が解決されるのか、されないのか。

○議長（白石 洋君） 社会生活課長。

○社会生活課長（澤田康曜君） お答えします。

解消できるというふうな状況に考えております。

以上です。

○議長（白石 洋君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 次に、15ページ、6款1項1目農業委員会費から19ページ、9款1項3目消防施設費まで発言を許します。

9番。

○9番（三上正二君） 17ページの土木費の18節備品購入費で、流雪溝排水用ポンプ購入費とあるのだけれども、これ前にも話したけれども、せっかく水流しているわけだ。けれども、時間を守らない人がいるために詰まって、この始末になっていると思うのだよ。だから、これ買うのはだめだということではなく、詰まる原因をつくっている人たちへの対策はないものですか。

○議長（白石 洋君） 建設課長。

○建設課長（米田春彦君） 三上議員にお答えします。

毎年、降雪前にはチラシ等を関係者のほうに配布してやってはおりますが、なかなかその辺が周知徹底しておられないところがございます。今後はもう少し強い関係で指導していきたいと思っております。

以上です。

○議長（白石 洋君） 9番。

○9番（三上正二君） 詰まるところの箇所は決まっているのさ。多分把握していると思うけれども、でも、その中でもその町内から言われても、わかっていると言って、守らない人がいるのだよと、そういう話なのだよ。でも、そういうふうな形で、ずるしてでも自分がいいときに投げてそれでいいというのなら、そのために役場のほうでその都度やっていたらたまったものでないのだよ。逆に言うとそういうふうにシステム上の組み方とか、そういうので問題があるのなら、それはこっちで直さなければならないけれども、そうではなくて決め事の内容を守らなければ、ある程度ペナルティかけるくらいの形でないと、ずるしたのに一生懸命やってあげてもこれはばからしいでしょう。

だから、そういうふうなことを、ただチラシを見せたってだめ、悪いことをしたのは罰したらいいでしょう、それぐらいの形ぐらい持たないと。それでもどうしてもならないというのであれば、それはそれで行政のほうで何とか対応しなければならないけれども、守るのを守らないで、問題が起きるのならだめなのですよ。これ、課長かな、町長かな。

○議長（白石 洋君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） ペナルティというお話もありましたが、実際そうだと思います。その辺やっぱり含めて強い形での指導というのをしなければなりません。それから、詰まりやすい、滑りにくいところはステンレス張ったり、努力はしています。

それから、ちょっと落ち度があるのは、川へ行って川の流れがないがために、今度はそこから詰まってくる、それはもう事前に業者をお願いをして、もう頻繁に取って流れるようにと。ありとあらゆる方法で詰まらさないようにしていきたいと思っております。

○議長（白石 洋君） 9番。

○9番（三上正二君） 多分そうだと。だから、どうしても行政でやらなければならないというのは、これはこれでいいのです。だけれども、さっきペナルティで悪いというのがあったら、恐らく大体人はわかっているはずですから、その時間帯もわかると思うから、わざわざでも行って、1回注意して見つければ、その人はやらないと思うのだよ。それくらいやらないと、現場に行ってこれはちょっとやめてくださいという形で現場をつかむぐらいの気持ちでやらないとならないと思うよ。要望で終わります。

○議長（白石 洋君） ほかにありませんか。

1番。

○1番（听 清悦君） 15ページ、6款7目19節の被災農業者向け経営体育成支援事

業費補助金1,000万円というので金額が大きいので、この事業の内容を教えてください。

もう1点、16ページ、6款9目15節農産物加工センター解体工事費、これはどこの加工センターなのか教えてください。2点質問します。

○議長（白石 洋君） 農林課長。

○農林課長（鳥谷部 昇君） お答えいたします。

6款1項7目19節の負担金補助、被災農業者向け経営体育成支援事業でございますけれども、これは当初予算の作成時点ではなかった事業でございますけれども、その後、国からの新規事業ということで出てきたものでございます。

内容は、昨年暮れからの大雪、それから4月の暴風雨、それから5月の突風等で主にビニールハウスの関係なのでございますけれども、そういう被害を受けた方の早期の再建を図るということで出てきた事業でございます。

7月に行政連絡員等を通して、事業の説明のチラシを全戸に配布しておりましたけれども、その後の申込みが22戸ございました。ほとんどがビニールハウスというふうなことでございますけれども、これは国が事業費の30%の補助、それからそれに10%の町の嵩上げがあるということで、合計で40%ということでございます。

事業費は概算ですけれども、約2,500万円の40%ということで、1,000万円の予算ということになっております。

それから、加工センターの解体工事費でございますけれども、これは場所は和田ダムの下、下といってもすぐ下流ですけれども、そこにある加工センターでございます。以前上北土地改良事務所和田ダム現場詰め所という建物でございましたけれども、平成9年の3月に町がそれを譲り受けまして、加工センターとして一部内装改修等をしまして使っていたものでございます。

ことしの大雪で屋根が大きく壊れたということで、現場を見たわけですがけれども、ここもう7、8年は全く使われていないような状況で、建物もかなり腐ったりして、このままにしておけば今後の雨や、また雪等で倒壊するおそれもあるということで、今回解体工事ということで予算を計上しております。

以上でございます。

○議長（白石 洋君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 次に、19ページ、10款1項1目教育委員会費から23ページ、13款2項12目下水道事業債償還基金費まで発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 次に、歳入歳出全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第48号平成24年度七戸町一般会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

○日程第10 議案第49号

○議長(白石 洋君) 日程第10 議案第49号平成24年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第49号平成24年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

○日程第11 議案第50号

○議長(白石 洋君) 日程第11 議案第50号平成24年度七戸町介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第50号平成24年度七戸町介護保険特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

○日程第12 議案第51号

○議長(白石 洋君) 日程第12 議案第51号平成24年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第51号平成24年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

○日程第13 議案第52号

○議長(白石 洋君) 日程第13 議案第52号平成24年度七戸町七戸霊園事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第52号平成24年度七戸町七戸霊園事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

○日程第14 議案第53号

○議長(白石 洋君) 日程第14 議案第53号平成24年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第53号平成24年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

○日程第15 議案第54号

○議長(白石 洋君) 日程第15 議案第54号平成24年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第54号平成24年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

○日程第16 議案第55号

○議長(白石 洋君) 日程第16 議案第55号平成24年度七戸町水道事業会計補正予算(第2号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

水道事業会計全般にわたり発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第55号平成24年度七戸町水道事業会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

○日程第17 議案第56号

○議長(白石 洋君) 日程第17 議案第56号平成23年度七戸町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件につきましては、去る9月3日の本会議において、決算審査特別委員会に審査を付託しておりましたが、決算審査特別委員会から審査の結果報告書が、議長のもとに提出されております。

決算審査特別委員長より、審査報告を求めます。

決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員長(附田俊仁君) 審査結果の御報告をいたします。

9月3日の本会議において、議長を除く全議員による決算審査特別委員会が設置され、付託されました。

議案第56号平成23年度七戸町各会計歳入歳出決算の認定については、11日、12日の2日間にわたり、慎重審査の結果、お手元に配付いたしました決算審査特別委員会審査報告書のとおり、原案のとおり認定すべきものと決定いたしましたので、御報告いたします。

以上、御報告いたしますが、議員各位におかれましては、御賛同をいただきますよう改めてお願い申し上げまして、委員長報告といたします。

○議長（白石 洋君） これで、決算審査特別委員長の報告を終わります。

お諮りいたします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は認定すべきものです。

委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第56号平成23年度七戸町各会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

○日程第18 報告第24号

○議長（白石 洋君） 日程第18 報告第24号平成23年度決算に基づく七戸町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終了します。

以上をもって、報告第24号平成23年度決算に基づく七戸町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを終わります。

○日程第19 報告第25号

○議長（白石 洋君） 日程第19 報告第25号平成23年度七戸町教育行政事務及び事業の点検・評価に関する報告についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終了します。

以上をもって、報告第25号平成23年度七戸町教育行政事務及び事業の点検・評価に関する報告についてを終わります。

○日程第20 陳情第2号及び日程第21 発議第3号

○議長(白石 洋君) 日程第20 陳情第2号地球温暖化対策に関する地方財源を確保・充実する仕組みの構築を求める意見書提出を求める陳情、及び日程第21 発議第3号地球温暖化対策に関する地方財源を確保・充実する仕組みの構築を求める意見書の提出についての2件を一括議題といたします。

なお、受理した陳情書は、お手元に配付した陳情文書表のとおりです。

お諮りします。

本件2件については、提出者の説明、質疑、討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 御異議がありませんので、本件2件については、提出者の説明、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより、本件2件について採決します。

陳情第2号は採択とし、発議第3号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、陳情第2号地球温暖化対策に関する地方財源を確保・充実する仕組みの構築を求める意見書提出を求める陳情は採択とし、発議第3号地球温暖化対策に関する地方財源を確保・充実する仕組みの構築を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。

○日程第22 陳情第3号及び日程第23 発議第4号

○議長(白石 洋君) 日程第22 陳情第3号地方財政の充実・強化を求める意見書提出を求める陳情、及び日程第23 発議第4号地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についての2件を一括議題といたします。

なお、受理した陳情書は、お手元に配付した陳情文書表のとおりです。

お諮りします。

本件2件については、提出者の説明、質疑、討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 御異議がありませんので、本件2件については、提出者の説明、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより、本件2件について採決します。

陳情第3号は採択とし、発議第4号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、陳情第3号地方財政の充実・強化を求める意見書提出を求める陳情は採択とし、発議第4号地方財政の充実・強化を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。

○日程第24 議員派遣の件について

○議長(白石 洋君) 日程第24 議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りします。

議員派遣の件につきましては、お手元に配付のとおり、派遣したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議員派遣の件については、原案のとおり可決されました。

○閉会宣告

○議長(白石 洋君) 以上で、今期定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。

これをもって、平成24年第3回七戸町議会定例会を閉会いたします。

暑い中大変御苦労さまでした。ありがとうございます。

閉会 午前11時50分

以上の会議録は、事務局長佐野尚の記載したものであるが、内容に相違ないことを証明するため、ここに署名する。

平成24年9月13日

上北郡七戸町議会議長

議員

議員